

# 1 本件の概要

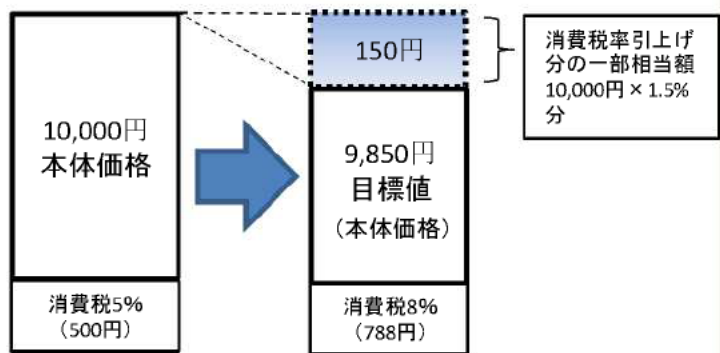
**山 形 市**  
**(特定事業者)**  
 (自市内に「山形市立病院済生館」を設置して  
 病院事業を行っている地方公共団体)

<平成26年度上期の納入価格の決まり方>  
 納入価格＝目標値となるよう価格交渉  
 決まった納入価格に消費税率8%を加算

目標値 = 平成25年度下期  
の納入価格 - 値引額  
・消費税率引上げ分の  
一部相当額など

- 1 平成26年1月、消費税率の引上げに対応するため、山形市立病院済生館において使用する医療材料について、平成25年度下期の納入価格から引き下げることとし、平成25年度下期の納入価格から以下の率を乗じた額などを減じて算出した目標値を定めた旨を、医療材料を納入している納入業者に文書で通知した。
  - ・ 特定保険医療材料は1.455%
  - ・ その他の医療材料は1.5%
- 2 医療材料の納入価格を、当該商品と同種又は類似の商品に対し通常支払われる対価に比し低く設定することにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒んだ。

(本体価格10,000円のその他の医療材料の場合)  
 平成25年度下期                      平成26年度上期



**勧告の内容**

- 医療材料の納入価格について消費税率引上げ分の一部相当額を減じて定めないこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど組織体制の整備を行うこと

など

**山形市立病院済生館で使用する  
 医療材料を供給する納入業者  
 (特定供給事業者25社)**